七条の十四の四第一項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第三十七条の十四の三第二項」を「第三十七条の十四の四第二項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の四第三項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める部分及び「第三十七条の十四の三第二項」を「第三十七条の十四の四第二項」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、同令第二十六条の十七第一項の改正規定、同令第二十六条の二十三第五項の表の改正規定（「第百五十五条」を「第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五十五条」に改める部分を除く。）、同令第二十六条の二十六第九項の改正規定（「第百五十五条」を「第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五十五条」に改める部分を除く。）、同条第十項第二号の改正規定、同条第十一項の表の改正規定（同表第二百六十二条第二項及び第三項の項に係る部分に限る。）、同令第二十六条の二十七第一項の改正規定、同令第二十六条の二十八の三第九項の改正規定、同令第二十七条の三の二の改正規定、同令第二十七条の四第八項第七号の改正規定（「第十条第四項」を「第十条第二項」に、「中小企業者で法」を「中小事業者で法」に改める部分に限る。）及び同令第四十条の二第二項第二号の改正規定並びに附則第八条第二項、第十五条、第十七条、第十八条第二項から第四項まで、第六項から第八項まで及び第十項、第二十二条並びに第二十五条の規定

ロ　第三条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）附則第五条の改正規定

五　第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定（「第八節の四　居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第二十五条の二十四）」を「第八節の五　特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第二十五条の二十五―第二十五条の三十一）」に、「第八節の四　内部取引に係る課税の特例等（第二十五条の十八の三・第二十五条の十九―第二十五条の二十四）」を「第八節の六　特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第二十五条の二十四）」に改める部分に限る。）、同令第二章（第十九条の三第二十五条の二十五―第二十五条の三十一）」に改める部分に限る。）、同令第二章（第十九条の三第二十五条の二十五）を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に改める改正規定、同令第三条の改正規定、同令第三条の二の改正規定、同令第三条の二の二の改正規定、同令第三条の二の三第一項の改正規定、同令第四条の二の改正規定（同条第一項第一号に係る部分、同条第二項に係る部分及び同条第九項の表に係る部分に限る。）、同令第四条の六の二第一項第二号の改正規定、同令第五条の改正規定、同令第十九条第二十四項の表の改正規定、同令第十九条の三の改正規定、同令第十九条の四第十一項の改正規定、同令第二十条第四項の表の改正規定、同令第二十五条の十の五第一項の改正規定、同令第二十五条の十一の改正規定（同条第六項の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ⑵の項及び第二百三十二条の項の項に係る部分及び同条第七項の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号イ⑵の項及び第二百三十二条の項の項に係る部分を除く。）、同令第二十五条の十一の二第二十項の表の改正規定（同表第二百六十二条第一項及び第二項の項に係る部分及び同表第二百六十二条第三項の項に係る部分を除く。）、同令第二十五条の十四第一項を削る改正規定（「第三十七条の十四の二第四項」を「第三十七条の十四の二第五項から第五項までを削る改正規定、同条第二項の改正規定（「第三十七条の十四の二第四項」を「第三十七条の十四の二第五項」に改める部分を除く。）、同項各号を削る改正規定、同項を同条第一項とし、同条第三項から第五項までを削る改正規定（「第三十七条の十四の二第五項」を「第三十七条の十四の三第五項第二号」に改める部分を除く。）、同項を同条第二項とする改正規定、同条第七項を同条第三項とする改正規定、同条第八項を同条第四項とする改正規定、同条第九項及び第十項を削る改正規定、同条第十一項の改正規定（「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同項を同条第五項とする改正規定、同条第十二項の改正規定（「第百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同項を同条第六項とする改正規定、同条第十三項の改正規定（「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同項を同条第七項とする改正規定、同条第十四項の改正規定（「第三十七条の十四の二第五項第三号」を「第三十七条の十四の二第六項第三号」に改める部分及び「第三十七条の十四の三第五項第三号」に改める部分を除く。）、同項を同条第八項とする改正規定、同条第十五項第一号の改正規定（「第二十五条の十四第一号」を「第二十五条の十四第九項第一号」に、「第二十五条の十四第十五項第二号」を「第二十五条の十四第九項第二号」に改める部分に限る。）、同項第三号の改正規定（「第二十五条の十四第十五項第三号」を「第二十五条の十四第九項第三号」に改める部分に限る。）、同項第四号の改正規定、同項第五号の改正規定（「第二十五条の十四第十五項第五号」を「第二十五条の十四第九項第五号」に改める部分に限る。）、同項第六号の改正規定（「第二十五条の十四第十五項第六号」を「第二十五条の十四第九項第六号」に改める部分に限る。）、同項を同条第九項とする改正規定、同条第十項を同条第十項とする改正規定、同令第二十五条の十四の二第一項の改正規定（「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める部分及び「第三十七条の十四の三第二項」に改める部分を除く。）、同令第二十五条の二十七第二項の改正規定、同章第八節の五を同章第八節の六とする改正規定、同令第二十五条の十九第二項第二号ロの改正規定、同令第二十五条の二十一第三項第二号の改正規定、同令第二十五条の二十四第二項の改正規定、同章第八節の四を同章第八節の五とし、同章第八節の三の次に一節を加える改正規定、同令第二十六条の九第六項及び第七項の改正規定、同令第二十六条の十六の改正規定、同令第二十六条の十七第五項の改正規定、同令第二十六条の十八（見出しを含む。）の改正規定、同令第二十六条の二十の改正規定、同令第二十六条の二十三第六項の表の改正規定、同令第二十六条の二十六第十一項の表の改正規定（「第二百六十二条第三項及び第四項」を「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める部分及び「第三十七条の十四の三第二項」に改める部分を除く。）、同令第二十五条の二十七第二項の改正規定、同章第八節の五を同章第八節の六とする改正規定、同令第二十五条の二十一第三項第二号ロの改正規定、同令第二十五条の二十四第二項の改正規定、同章第八節の四を同章第八節の五とし、同章第八節の三の次に一節を加える改正規定、同令第二十六条の九第六項及び第七項の改正規定、同令第二十六条の十六の改正規定、同令第二十六条の十七第五項の改正規定、同令第二十六条の十八（見出しを含む。）の改正規定、同令第二十六条の二十の改正規定、同令第二十六条の二十三第六項の表の改正規定、同令第二十六条の二十六第十一項の表の改正規定（「第二百六十二条第三項及び第四項」を「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める部分及び「第三十七条の十四の三第二項」に改める部分を除く。）、同令第二十五条の二十七第二項の改正規定、同令第二十五条の二十一第三項第二号ロの改正規定、同令第二十五条の二十四第二項の改正規定、同令第二十五条の二十四第二項の